

市町村主体

国主体

現物給付

子どものための教育・保育給付

認定こども園・幼稚園・保育所・
小規模保育等に係る共通の財政支援

施設型給付費

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園
3～5歳

保育所
0～5歳

※ 私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付費

小規模保育、家庭的保育、
居宅訪問型保育、事業所内保育

子育てのための施設等利用給付

施設型給付を受けない幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用に係る支援

施設等利用費

施設型給付を受けない
幼稚園

特別支援学校

預かり保育事業

認可外保育施設等

・認可外保育施設
・一時預かり事業
・病児保育事業
・子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業)

※認定こども園（国立・公立大学法人立）も対象

地域子ども・子育て支援事業

地域の実情に応じた
子育て支援

- ①利用者支援事業
- ②延長保育事業
- ③実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ④多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- ⑤放課後児童健全育成事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦乳児家庭全戸訪問事業
- ⑧・養育支援訪問事業
・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑨地域子育て支援拠点事業
- ⑩一時預かり事業
- ⑪病児保育事業
- ⑫子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業)
- ⑬妊婦健診

【新規事業】

子育て世帯訪問支援事業
児童育成支援事業
産後ケア事業
妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業
親子関係形成支援事業
こども誰でも通園制度

仕事・子育て両立支援事業

仕事と子育ての
両立支援

・企業主導型保育事業
⇒ 事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援（整備費、運営費の助成）

・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業
⇒ 繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、低廉な価格でベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援

・中小企業子ども・子育て支援環境整備事業
⇒ くるみん認定を活用し、育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業を支援

現金給付

児童手当等 交付金

児童手当法等に基づく
児童手当、特例給付の
給付

0～3歳未満 15,000円
3歳～小学校修了まで 第1子・第2子：10,000円
中学校 10,000円
所得制限限度額（960万円）～所得上限額（1,200万円）

5,000円（特例給付）

市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ

○市町村子ども・子育て支援事業計画のポイント ―「量の見込み」、「確保の内容」・「実施時期」

<量の見込み>

- ・幼児期の学校教育・保育・地域子ども・子育て支援事業について、「現在の利用状況＋利用希望」を踏まえて記載(参酌標準)。

→住民の利用希望の把握が前提。(子ども・子育て支援法第61条第4項)

<確保の内容・実施時期>

- ・幼児期の学校教育・保育について、施設(認定こども園、幼稚園、保育所)、地域型保育事業による確保の状況を記載。
- ・量の見込みとの差がある場合には、施設・地域型保育事業の整備が必要。
(例) 平成27年度に地域型保育事業(50人分)を整備、平成28年度に施設(100人分)を整備
- ・地域子ども・子育て支援事業についても、確保の状況を記載。量の見込みとの差がある場合、事業整備が必要。

○区域設定

○幼児期の学校教育・保育

<量の見込み>

- 教育のみ<1号>
- 保育の必要性あり(3ー5歳) <2号>
- 保育の必要性あり(0ー2歳) <3号>

<確保の内容・実施時期>

- 施設(認定こども園、幼稚園)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)、地域型保育事業で確保

不足がある場合は整備

※上記のほか、人口減少地域などでは、上記以外の事業による確保も可能。
例「保育の必要性あり(3ー5歳)<2号>」→地域型保育事業で確保

○地域子ども・子育て支援事業

利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等

量の見込み

確保の内容、
実施時期

不足がある場合は整備

(○年度に○人分)

- 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項
- 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保に関する事項
- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携
- 子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進

子ども・子育て支援事業計画の記載事項

必須記載事項

① 教育・保育提供区域の設定

「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を設定。

② 教育・保育の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」

教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」を設定。

③ 地域子ども・子育て支援事業等の「量の見込み」・「確保の内容」

教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を設定。

・地域子ども子育て支援事業等

- | | |
|------------------------------------|-------------------------|
| (1) 延長保育事業 | (8) 一時預かり事業 |
| (2) 放課後児童健全育成事業 | (9) 妊婦健康診査事業 |
| (3) 子育て短期支援事業 | (10) 乳児家庭全戸訪問事業 |
| (4) 病児・病後児保育事業 | (11) 養育支援訪問事業 |
| (5) 利用者支援事業 | (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 |
| (6) 地域子育て支援拠点事業 | (13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 |
| (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） | |

・新規事業

- (14) 子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）
- (15) 児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）
- (16) 親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）
- (17) こども誰でも通園制度（保育所等に通っていない3歳未満のこどもが保育所等を利用できる制度）
- (18) 産後ケア事業（産後に助産師等がサポートをする事業）
- (19) 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業（妊婦のための支援給付と相談支援）

④ 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

認定こども園の普及に係る考え方、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る考え方、推進方策、地域における教育・保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校等との連携の推進方策

任意記載事項

① 基本理念

市町村子ども・子育て支援事業計画に係る法令の根拠、基本理念、目的等を記載。

② 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

- ・産前・産後休業や育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援
- ・特定教育・保育施設や地域型保育事業の計画的な整備等

③ 子どもに関する専門的な知識及び技術に要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

- ・児童虐待防止対策の充実
- ・母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
- ・障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実

④ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び、仕事と子育ての両立のための基盤整備についての施策

⑤ 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項

子育て支援事業の実施者の連携・協力の推進を図っていく取り組み

⑥ 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期

⑦ 市町村子ども・子育て支援事業計画の期間

⑧ 市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

各年度における市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況を点検及び評価する方法等